

京都市高速鉄道代行輸送取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第14号

京都市高速鉄道代行輸送取扱規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道代行輸送取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条中「有効な乗車券」の右に「（改札入場後のIC証票（IC定期券を除く。）を除く。以下「有効な乗車券」という。）」を加える。

第4条第1項第1号中「交通局高速鉄道部運輸事務所長（運転指令区）」を「高速鉄道部安全運行管理官（運転指令区）」に改め、同項第2号中「近畿圏運行本部運輸部輸送課長（輸送指令）」を「鉄道本部新大阪総合指令所（輸送指令 旅客担当）」に改め、同項第3号中「運輸部営業課長（休日の場合は、梅田駅長）」を「運輸部課長（営業担当）（休日の場合は、営業指令）」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、西日本会社又は阪急が代行乗車票を発行しない場合は、代行乗車票を発行したものとみなして輸送を行うことができる。

第7条に次の項を加える。

3 第1項ただし書による取扱いを行うときは、有効な乗車券の提示によること。

第9条を削る。

第10条中「旅客」の右に「（第7条第1項ただし書による取扱いを行った旅客を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第9条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成31年3月16日から施行する。

(交通局高速鉄道部運輸課)